

定 款

北條池土地改良区

北條池土地改良区定款

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第 2 条 この土地改良区は、北條池土地改良区という。
2. この土地改良区の認可番号は、香川県土改第17号である。

(地区)

第 3 条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。
坂出市加茂町全部、坂出市高屋町、神谷町の全部、坂出市林田町、西庄町、江尻町の全部

(事業)

第 4 条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。
(1) 北條池及び府中湖から引水するかんがい施設及び幹線水路並びに排水施設の維持管理
(2) 長柄池引水幹線水路の改修及び北條池放水施設の維持管理
(3) 地区全般にわたる幹線水路管理道路
2. この土地改良区は、綾川に設置された県管理長柄池貯水を利用するため、長柄池土地改良区連合に所属する。
3. この土地改良区は、第1項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲で当該施設を他の目的に使用させることができる。
4. この土地改良区は、国営総合農地防災事業及び県営綾川沿岸用水土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

第 5 条 この土地改良区の事務所は、香川県坂出市林田町1056番地に置く。

(公告の方法)

第 6 条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及び坂出市役所の掲示場に掲示してこれをするとともに、土地改良事業（国庫補助事業）に係る公告の内容についてインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を併せて行う。
2. 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知する。

第 2 章 会 議

(総代会)

第 7 条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第 8 条 総代の定数は、44人とする。

(総代の選挙)

第 9 条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2. この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第 10 条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第 11 条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第 12 条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第 13 条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(議決方法の特例等)

第 14 条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、連携管理保全計画の認可の申請、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更、法第83条の2第3項の規定による権利義務の承継その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 15 条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第 16 条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

(総会)

第 17 条 第13条から前条までの規定は、総会について準用する。

第 3 章 役 員

(役員会の定数)

第 18 条 この土地改良区の役員の定数は、理事18人及び監事4人とする。

2. 前項の理事定数のうち、2人は組合員でない者とする。

3. 第1項の監事定数のうち、3人は組合員とし、1人は法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

(役員の選任)

第 19 条 役員は、総代が総代会において選任する。

2. この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第 20 条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第 21 条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2. 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第 22 条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第 23 条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第 24 条 役員の任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消による選任並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第 25 条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときは、その職を失う。

第 4 章 経費の分担

(経費の分担の基準)

第 26 条 第4条第1項の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。

2. この土地改良区の所属する長柄池土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施設に係る土地につき地積割に賦課する。

3. 前2項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

(負担金及び分担金)

第 27 条 この土地改良区は、法第90条及び第91条の規定に基づき国営土地改良事業及び県営土地改良事業の負担金及び分担金を負担する。

2. 前項の負担金及び分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の施行に係る地域の土地につき地積割に賦課する。

(賦課徴収の方法)

第 28 条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

(夫役の履行)

第 29 条 夫役の賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2. 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

第 30 条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第 31 条 この土地改良区は、法第90条の2及び第91条の2の規定に基づき、国営土地改良事業及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2. 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第 32 条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

第 33 条 第26条、第27条、第30条又は第31条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。

2. 前項の滞納金又は過怠金を市が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
3. 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第 5 章 土地改良区連合の議員

(議員の選出)

第 34 条 この土地改良区が選出すべき長柄池土地改良区連合の議員は、総代会において、理事のうちから10名選出する。

(議員の失職)

第 35 条 前条の規定により選出した議員が理事の職を失ったときは、議員の職を失う。

第 6 章 雑 則

(係及び委員会)

第 36 条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2. この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3. 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会に担当理事を定める。

(加入金)

第 37 条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2. 前項の加入金の額は、総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第 38 条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭については、第33条の規定を準用する。

(基本財産)

第 39 条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2. 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第 40 条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

(残余財産の帰属者)

第 41 条 この土地改良区が解散(合併による解散を除く。)した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

2. 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

(事業年度)

第 42 条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第 43 条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

1. この定款は、昭和26年2月15日より施行する。

1. この変更定款は、昭和34年3月12日より施行する。

1. この変更定款は、平成14年6月28日より施行する。

1. この定款の全部改正は、令和2年3月18日総代会で議決、認可の日(令和2年4月7日)から施行する。

1. この変更定款は、令和4年2月25日総代会で議決、認可の日(令和4年3月8日)から施行する。

総代の書面・代理人による議決は導入しない。

この改正は、土地改良法の一部を改正する法律(平成30年法律第43号)の経過措置を準用する。

1. この変更定款は、令和7年3月13日総代会で議決、認可の日(令和7年4月1日)から施行する。

この定款変更により増加した役員の定数について最初に選任される役員の任期は、第24条1項の規定にかかわらず、現任役員の任期満了の日までとする。

1. この変更定款は、令和8年3月19日総代会で議決、認可の日(令和 年 月 日)から施行する。

【定款附属書】

北條池土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 組合員でない者
- 二 未成年者
- 三 拘禁以上の刑に処せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	定数
第1区	坂出市加茂町	11人
第2区	坂出市神谷町、高屋町	10人
第3区	坂出市林田町	13人
第4区	坂出市西庄町	6人
第5区	坂出市江尻町	4人
合 計		44人

3 選挙人の所属の選挙区は、その組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合員たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

(選挙の時期)

第3条 総代の任期満了による総選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならない。

(選挙の公告)

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

2 前項の公告には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載するものとする。

(投票区等)

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて数投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により数投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

(選挙管理者等)

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相兼ねることができる。

(選挙管理者の職務)

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

(投票管理者の職務)

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会の上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

3 選挙管理者が投票管理者を兼ねる場合には、投票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(開票管理者の職務)

第9条 開票管理者は、開票に関する職務を担当し、開票立会人立会の上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともにこれに署名又は記名押印しなければならない。

2 選挙管理者が開票管理者を兼ねる場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この土地改良区において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第 11 条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合員の中から各 2 人(投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごと(第 5 条第 1 項の規定により投票区を設けたときは、投票立会人にあつては投票区ごと)に各 2 人)を指名するものとする。

ただし、第 19 条第 1 項の規定により投票を行わない選挙区については、投票立会人及び開票立会人を指名することを要しない。

2 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

第 12 条 投票は、選挙の当日、組合員自ら、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名(法人にあつては、その名称。以下同じ。)を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1 人とする。

4 投票開始の時刻は午前 9 時とし、投票終了の時刻は午後 1 時とする。

5 午後 1 時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

第 13 条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第 14 条 開票所は、この土地改良区の事務所又は開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第 15 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地。以下同じ。)又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

三 当該選挙区の総代の候補者以外の者の氏名を記載したもの

四 被選挙権のない者の氏名を記載したもの

五 総代の候補者の氏名を自書しないもの

六 総代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの

七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の総代の候補者の氏名を記載したもの

八 当該選挙区に所属しない総代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第 16 条 当該選挙区の選挙権を有する組合員でなければ、当該選挙区において総代の候補者となり、又は総代の候補者を推薦することができない。

- 2 総代に立候補しようとする者は、当該選挙の期日の公告のあった日から2日間に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。
- 3 総代の候補者を推薦するには組合員3人以上が本人の承諾を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、総代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び立候補又は被推薦の別並びに投票所及び開票所を選挙の期日の3日前までに公告し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、当該公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。

- 5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は推薦をした者若しくは推薦された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は総代の候補者が死亡し、若しくは第17条第2項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選挙管理者、投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、その関係区域内において総代の候補者となることができない。

- 2 総代の候補者が前項の規定により総代の候補者となることができない者となったときは、総代の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

第18条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

- 2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会の上、くじで定めるものとする。

(無投票の当選)

第19条 総代の候補者の数がその選挙において選挙すべき総代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。

- 2 前項の場合においては、選挙管理者は、直ちに、当該総代の候補者をもって当選人と定めなければならない。
- 3 前項の場合において、当該総代の候補者の被選挙権の有無は、選挙管理者が選挙立会人の意見を聴いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

第20条 当選人は、選挙の期日後において被選挙権を有しなくなったとき、又はその所属する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

第 21 条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 前項の通知を受けた日から 7 日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承諾したものとみなす。

(繰上補充)

第 22 条 当選人の数がその選挙において選挙すべき総代の数に達しなくなったときは、選挙管理者は、直ちに第 18 条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び総代の就任)

第 23 条 選挙管理者は、第 21 条第 2 項（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所属選挙区名を公告しなければならない。

2 当選人は、前項の公告があったとき、総代に就任するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における第 24 条の規定による当選、第 25 条の規定による当選及び第 27 条の規定による選挙並びに土地改良法（以下「法」という。）第 23 条第 4 項において準用する第 29 条の 3 の規定による改選の場合を除き、公告の時が現任総代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第 24 条 法第 136 条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第 18 条の例によって、当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第 20 条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第 25 条 第 18 条から第 22 条までの規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第 136 条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠総代の繰上補充)

第 26 条 選挙後 1 年以内に総代の欠員が生じた場合において、第 18 条第 1 項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、理事長は、第 18 条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第 20 条から第 23 条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第 27 条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の定数の 6 分の 1 未満である

とき又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6月以内であるとき(総代の数が当該土地改良区の総代の定数の3分の2に達しなくなったときを除く。)は、補欠選挙を行わないことができる。

(総選挙)

第28条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなったときは、総選挙を行わなければならない。

附 則

1. この総代選挙規程は、令和2年3月18日総代会で議決、認可の日(令和2年4月7日)から施行する。
2. 土地改良法の一部を改正する法律(平成30年法律第43号)の経過措置を準用する。
3. この変更総代選挙規程は、令和4年2月25日総代会で議決、認可の日(令和4年3月8日)から施行する。
4. この変更総代選挙規程は、令和8年3月19日総代会で議決、認可の日(令和 年 月 日)から施行する。